

返戻金制度について

許可番号 27-ユ-300369

株式会社ベストマッチ

当社から紹介した方が、入社後 3 か月以内に自己都合による退職又自己の責めに基づく解雇により雇用契約が終了した場合、次の通り紹介手数料を求人者に返還いたします。

- ・入社後 1 か月以内に退職： 8 0 %
- ・入社後 3 か月以内に退職： 5 0 %

但し、求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

また、紹介予定派遣にて派遣先（求人者）へ派遣労働者（求職者）を紹介する場合は、返戻金制度は適用いたしません。